

電子マニフェストの導入について

～排出事業者としての立場より～

株式会社イトーヨーカ堂

(株)セブン&アイ・ホールディングス
総務部環境 **山田 彩子**

YAMADA Ayako

■企業プロフィール

当社は、グローバルに展開するセブン&アイ・ホールディングスの一員として、衣食住関連商品を扱う総合スーパーの事業展開をしています。
一人ひとりのお客様の多様なニーズに応え、ネットショッピングなど新サービスもいち早く取り入れ、商品・サービス両面で「豊かな生活」を応援する店づくりに挑戦しています。

■企業概要

社名：株式会社 イトーヨーカ堂
創業：1920年
本社所在地：東京都千代田区二番町8番地8
従業員数：39,614名(2011年2月末現在)

はじめに

株式会社イトーヨーカ堂では、「環境負荷が小さい小売業」の実現をめざして、商品の仕入から生産、物流、販売、お客様が商品を消費・廃棄するまでのあらゆるプロセスを視野に入れて、環境負荷の低減に取り組んでいます。特に廃棄物管理においては、店舗の廃棄物処理業務を委託している収集運搬業者及び処分業者(以下「処理業者」という。)とともに設立した「IY資源化推進協力会(図1)」を通じてイトーヨーカ堂に合った廃棄物管理の仕づくりを行ってきました。例えば店舗での廃棄物管理マニュアル「イトーヨーカドー廃棄物処理の手順書」の作成や店従業員への教育VTRの作成など具体的に実践的なプログラムを企画し店舗と取り組むことで、適切な廃棄物処理と時代に合った廃棄物管理への対応と標準化を進めています。それでは、イトーヨーカ堂の電子マニフェスト導入についてご紹介します。

導入の経緯

①全国店舗での紙マニフェスト管理は困難を極める

イトーヨーカ堂では廃プラスチック類や廃油、汚泥など、全店舗・全種類で年間約12万枚の紙マニフェストを発行、運用してきました。自社にて専用の紙マニフェストを作成し、各種マニュアルで対応してきましたが、人事異動や廃棄物業務の特殊性から、正しい知識やルールを定着させるには、課題がありました。また、廃棄物の種類により管轄部署が異なる場合があり、例えば通常の廃プラや廃油については総務部で管理をし、汚泥については施設機械メンテナンス業務を行っている施設管理部での管理となる等、管理部門間を含め、全国約170店舗の紙マニフェストを総体的に管理することは非常に困難を極めていました。

②処理業者の協力

コンプライアンスの徹底をはかる為にも、数年前から電子マニフェストの導入を検討してきましたが、電子マニフェスト自体の運用がどうなのか、コストはどうなのか、徹底した管理が出来るか、また委託契約をしている処理業者全てが電子マニフェストに対応できるか否かなど、様々な問題がありました。現在は、廃棄物専門のコンサルティング会社を通じ、電子マニフェストのASP(アプリケーションサービスプロバイダ)管理を利用する事で、一つずつ問題をクリアしてきています。

冒頭で述べた「IY資源化推進協力会」という協力は、弊社グループ会社の廃棄物を適正処理・リサイクル向上を目的とし、廃棄物処理技術と作

業方法の研究開発を推進するため、様々な取り組みを共に行っている会です。約17年の歴史を持ち、こういった協力会があったことも電子マニフェストへの移行を可能にした大きな要因です。導入にあたっては、アンケートによる事前調査や説明会などを開催し、処理業者の同意と協力のもと、入念に準備を進めました。

しかしながら、地域によりマニフェスト発行が少ない店舗などは現在でも紙マニフェストの運用で管理しています。2011年4月より導入をはじめ、全体で約90%の廃棄物を電子マニフェストで運用管理しています。

ASP管理システムを利用した電子マニフェストの効果

ASP管理システムの下、通常管理業務から収集運搬終了報告や処分終了報告の遅延などもリアルタイムでアラート表示されるため、すぐに対応することが出来ます。

数量管理も店舗毎、処理業者毎、廃棄物種類毎で集計する事が出来るため、あらゆる項目で月次や年次などの期間を決めて管理する事が出来るようになりました。

また、当社のASP管理システムでは、処理業者との「委託契約書」や委託先の「廃棄物処理業の許可証」を管理することもできるため、日常的に契約期日や許可期日の管理を行うとともに、これらの書類の複写をインターネット上で保管していることから、各店舗の管理責任者は行政機関の立入調査時などに、必要に応じて自店舗の委託契約書や許可証をダウンロードして活用することも可能となっています。

マニフェストの記入ミス、遅延、紛失などはなくなり、コンプライアンスが確実に向上する事が出来ました。また、以前は、行政機関への対応時には、本社の管理部門から必要な契約書のコピーを送付するなどをして対応していましたが、現在は、その必要がなくなり、迅速に対応できるようになりました。

処理業者での効果

委託契約を結ぶ処理業者の中にも新しいやり方や変化に対する「電子化」に困惑する処理業者もありましたが、現在では全く問題が無く、更に紙マニフェストの運用や保管、返送などの事務作業が軽減した

ことで、効率的かつ合理的に運用が出来ているとの声を頂いています。

電子マニフェストの課題

約90%の電子マニフェストの運用が可能になったものの、産業廃棄物の排出が少ない店舗や、電子化の環境が整わない処理業者などは、依然として紙マニフェストでの運用になり、紙マニフェストの管理業務が無くなったわけではありません。

また、既に電子化を実施した店舗や処理業者においても、臨時的に紙マニフェストを使用するといった場面も見受けられます。紙マニフェストを電子化し、一元管理するサービスも存在しますが、その場合それに伴うコストが問題となってきます。

運用管理は電子化による簡略化が図れ、とても便利なものになってきましたが、各店舗における排出事業者責任がなくなったわけではありません。各店舗に排出責任者として管理・責任があることを認識させる事が、本社(管理部門)としての役割であると考えております。

まとめ

電子マニフェストを導入したことで、マニフェストの保存が不要となり物理的な事務作業の軽減化と、廃棄物の処理状況が簡単に把握でき確認業務が簡易になったという事務処理の効率化が得られました。また、マニフェスト情報の記載漏れがなくなり、修正や取消も行える事からコンプライアンス上も大変メリットがあると考えています。しかしながら、一方で新たな業務が発生しているのも事実です。ASPサービスの利用と活用、会社のリスク管理をトータル的に考慮して電子マニフェスト化を進めてまいります。

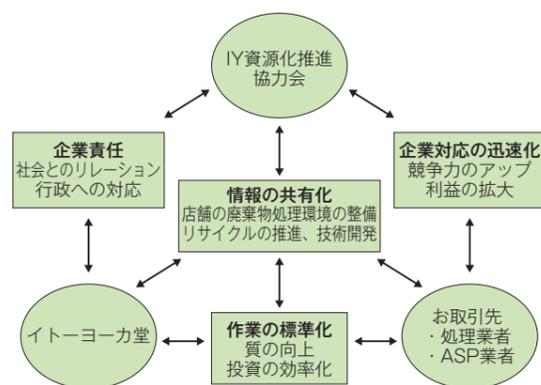


図1 IY資源化推進協力会の位置付け